

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(追加協議分)(令和3年12月22日付け障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。)別添1に規定する障害福祉サービス施設・事業所等(青森県内(青森市及び八戸市を除く。)に所在する施設・事業所に限る。以下「施設・事業所」という。)が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、必要な障害福祉サービス等を継続して提供するために要する経費について、令和4年度予算の範囲において、施設・事業所の設置者に対し、青森県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、国実施要綱3(1)及び(2)に基づき施設・事業所の設置者(以下「事業者」という。)が実施する次の事業とする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、国実施要綱別添1のとおりとする。

- 2 補助金の額は、国実施要綱別添1の基準単価と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする事業者は、第1号様式に次に掲げる書類を添えて別に

定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 総括表（別紙1）
- (2) 施設・事業所別申請額一覧（別紙2）
- (3) 施設・事業所別個票（別紙3）
- (4) 振込口座の通帳の写し
- (5) 補助対象経費の積算内訳を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び額の確定等）

第5 知事は、第4の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

（補助金の交付の条件）

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳（第2号様式）その他の関係書類を作成し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告すること。

また、知事の定めるところにより、当該消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請の取下げの期日)

- 第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

- 第8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求等)

- 第9 補助金の請求は、補助金請求書(第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。